

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務部長、
指導部長、教育相談部長、
保健部長、学部主任

毎月(年12回)実施

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- 再発防止への取組

校長は「いじめ対策委員会」を招集

教頭

連絡：担任等

校長に報告

いじめの情報

- いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と事実の整理、記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があったときの対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある幼児児童生徒への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめの判断
- いじめ対応サポート班との連携

関係教員

- ・ 教科担任
- ・ 関係の深い教職員等

外部人材

- ・ SC、SSW等

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ PTA
- ・ 愛護センター
- ・ 警察
- ・ 弁護士会
- ・ 医療機関

等

報告
連絡
相談

窓口：教頭

いじめの認知

いじめ対応サポート班（校内支援委員会）

校長

教頭

指導部長・副部長 関係学部主任・担任 その他関係者

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係幼児児童生徒への対応 記録
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携 *必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告
- 説明責任の実行